

平成30年5月31日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 遠藤 弘之
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成30年4月分)について

平成30年4月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成30年4月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 平成30年4月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成30年度に発生した事務処理誤りが1件、平成29年度が77件、平成28年度が10件、平成27年度が16件、平成26年度が7件、平成25年度以前が69件、合計180件(市区町村において発生した16件、委託業者等が発生させた17件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な163件について、一覧で事象をお示ししています。

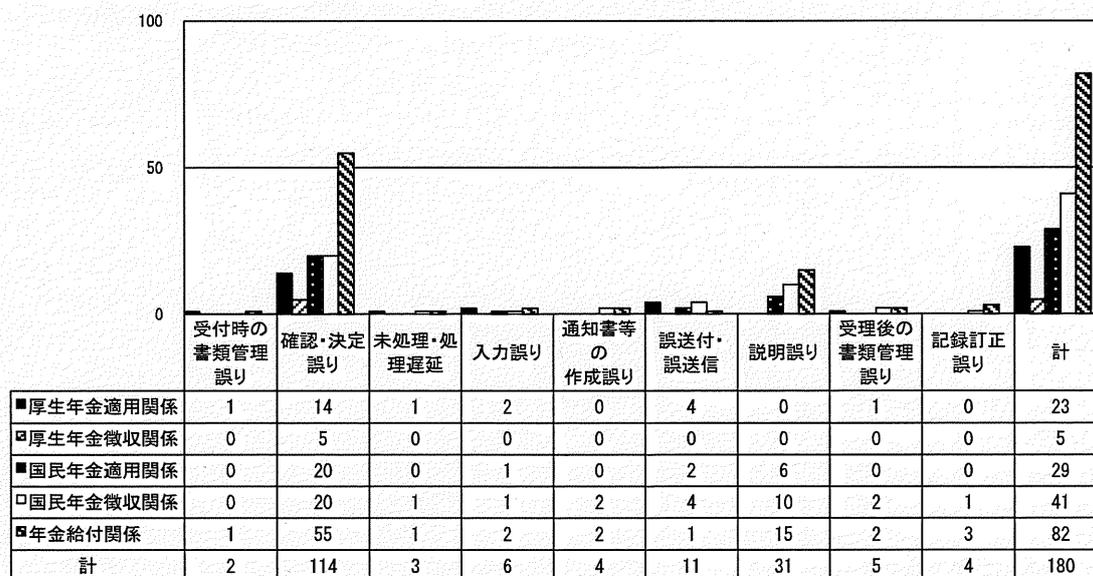
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	合計	
件数	58(3)	1	0	2	0	4	4	7(1)	16(6)	10(1)	77(22)	1	180(33)
割合	32.2%	0.6%	0.0%	1.1%	0.0%	2.2%	2.2%	3.9%	8.9%	5.5%	42.8%	0.6%	100.0%

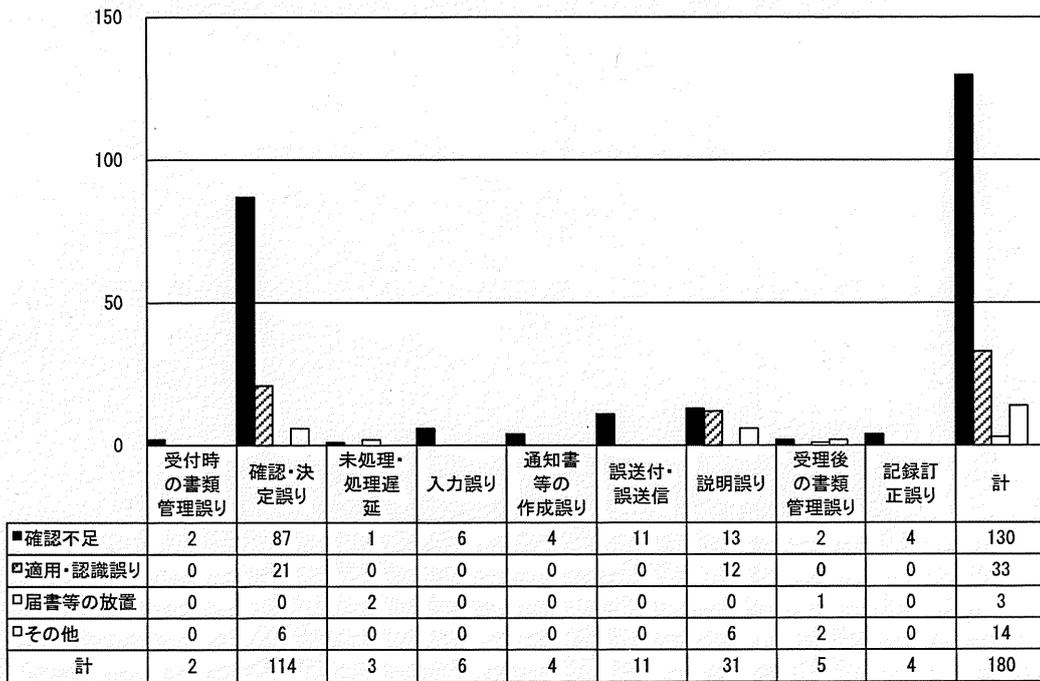
←社会保険庁時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

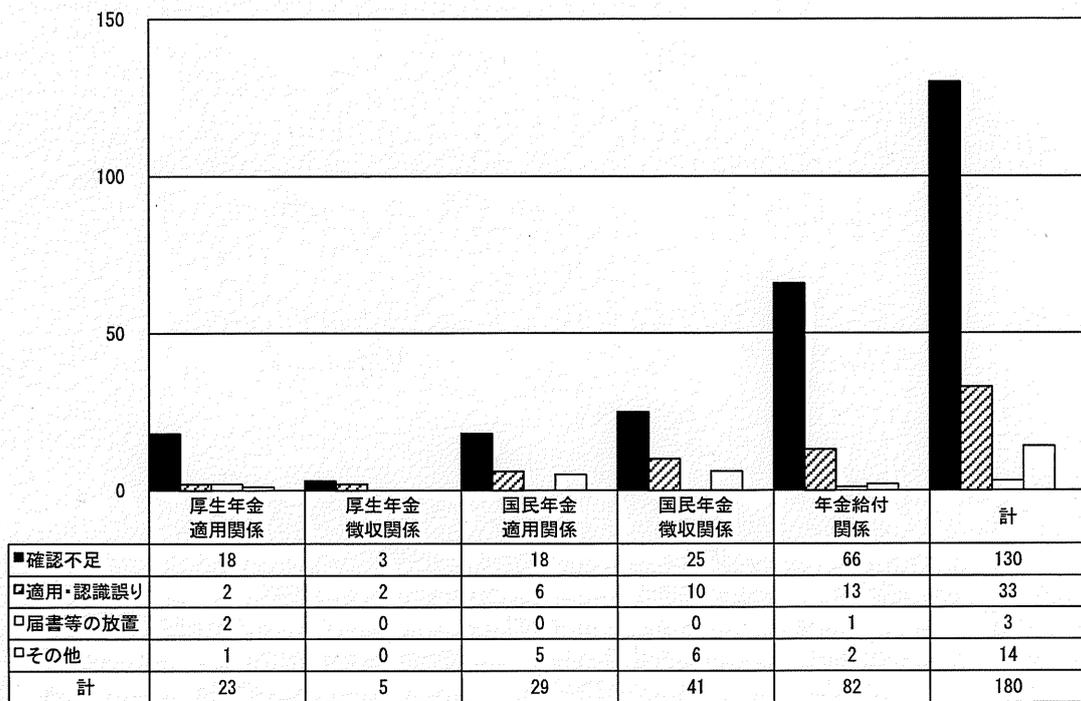
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



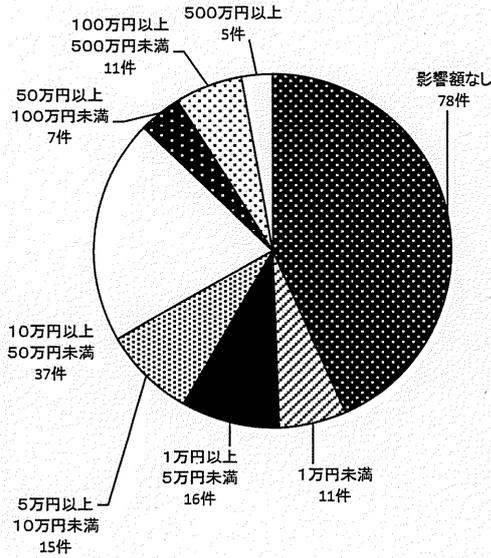
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

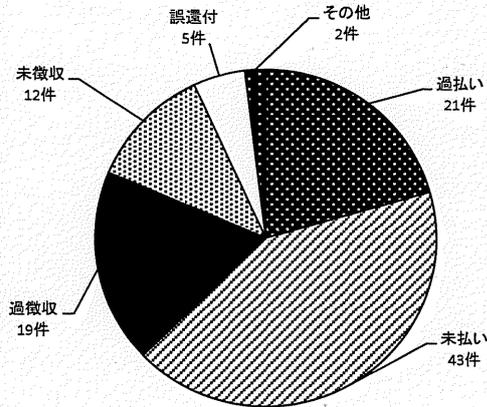


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		18	3	16	22	19	78
1万円未満		0	0	1	5	5	11
1万円以上 5万円未満		0	0	3	7	6	16
5万円以上 10万円未満		0	1	2	3	9	15
10万円以上 50万円未満		3	0	7	3	24	37
50万円以上 100万円未満		1	1	0	1	4	7
100万円以上 500万円未満		1	0	0	0	10	11
500万円以上		0	0	0	0	5	5
計		23	5	29	41	82	180

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	21件	9,300,886	442,899
未払い	43件	48,944,092	1,138,234
過徴収	19件	3,591,763	189,040
未徴収	12件	2,819,060	234,921
誤還付	5件	584,504	116,900
その他	2件	778,502	389,251
計	102件	66,018,807	647,243

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

未払いと過払い	2件	778,502
---------	----	---------

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	106件	58.9%
外部	74件	41.1%
計	180件	100.0%

Ⅲ 「振替加算の総点検」に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した振替加算の総点検に関する平成30年5月31日時点の対応状況は以下のとおりです。

(1) 振替加算の加算漏れとして公表した105,963人の対応状況

- ・支払いが完了した方 104,783人 (601.6億円)
- ・支払いが完了していない方 1,180人 (※)

※支払いが完了していない方は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられているため振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認ができ次第順次お支払いを行ってまいります。

(2) 配偶者に加給年金が支給されているが、ご本人からは「生計維持関係がない」と申告があった方への対応状況

- ・「生計維持関係がない」と申告があったお客様へ再確認を行ったところ、65歳時点での生計維持関係が確認できたため、振替加算をお支払いした方

平成30年5月支払 1,625人 (10.7億円)

(参考：平成30年2月から平成30年5月までの累計 21,796人 (123.0億円))

(3) 過去に時効を援用し振替加算のお支払いをした方への対応状況

- ・振替加算の総点検における事例4 (※) に該当するが、届出が遅れたことを理由に時効を援用し振替加算のお支払いをしていたため、時効消滅した振替加算の未払い分を時効を援用せずに追加でお支払いした方

平成30年5月支払 9人 (0.1億円)

(参考：平成30年1月から平成30年5月までの累計 28人 (0.3億円))

※妻の特別支給の老齢年金の請求時に夫の共済年金の支給が決定されていなければ、妻65歳時に生計維持関係などを届け出る義務があった。(夫と妻が逆の場合も同様。) なお、振替加算の総点検を契機に見直しが行われ当該届出事務は現在廃止されている。

Ⅳ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」に関する対応状況

平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において事象毎に分類した結果の33事象のうち、対象者を機構においてシステムで特定することができる24事象については、「今後事象毎に抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、早いものは平成30年4月から遅くなるものでも平成30年度中までに個別に連絡を行い、必要な対処を実施する」としておりますが、当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	平成30年5月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額※	対応件数	影響金額
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	0件	0円	160件	367万円

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

○日本年金機構の平成30年4月分の事務処理誤り一覧(1～21ページ)

- | | | | |
|-------------|-------|-----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | | 1P | 整理番号 1～22 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | | 4P | 整理番号 23～27 |
| 3. 国民年金適用関係 | | 5P | 整理番号 28～53 |
| 4. 国民年金徴収関係 | | 8P | 整理番号 54～85 |
| 5. 年金給付関係 | | 12P | 整理番号 86～163 |

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」に関する対応状況」に記載のある事象の概要(22ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	広島	広島広域事務センター	2018年 3月12日	2018年 3月28日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の審査時に確認が不足し、誤った事業所整理記号で処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
2			埼玉	埼玉広域事務センター	2017年 1月19日	2017年 10月18日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の審査時に確認が不足し、報酬月額を誤って補正したため、標準報酬月額が誤って決定され、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	1,382,350
3			大阪	大阪広域事務センター	2015年 4月16日	2017年 12月21日	○他の年金事務所から連絡があり、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	なし	0
4	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	東京	港	2018年 3月1日	2018年 3月9日	○事業所から問合せがあり、資格喪失届の処理時において、資格喪失日に疑義が生じた際に事業主への確認を行わず、誤って被保険者の申出に基づき届書を修正し、処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び被保険者にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認及び確認請求の手順を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
5			大阪	大阪広域事務センター	2018年 1月9日	2018年 2月7日	○お客様から問合せがあり、委託業者が資格喪失届を受付する際に確認が不足し、健康保険被保険者証が添付されているにもかかわらず回収した旨の表示を漏らしたため、お客様に「健康保険被保険者証返納のお願い」が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、受付時の保険証添付の有無の確認を徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
6	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	高津	2004年 7月頃	2016年 2月3日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の処理時に確認が不足し、誤って月額変更届として処理を行ったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	380,952
7		入力誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2016年 9月12日	2018年 1月10日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が算定基礎届の処理時に報酬月額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●現在の委託業者に対し今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	150,030
8	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	山梨	竜王	2018年 1月11日	2018年 1月25日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の訂正届を処理する際に確認が不足し、訂正前の賞与記録を取消すべきところ、取消処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、取消処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
9	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2017年 12月27日	2018年 2月28日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の審査時に確認が不足し、誤って処理不要としていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	16事業所	なし	0
10	被扶養者(異動)届の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2018年 1月25日	2018年 2月14日	○事業所から問合せがあり、委託業者が被扶養者(異動)届の入力時に確認が不足し、入力を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
11	70歳以上被用者関係届書の誤り	入力誤り	福島	平	2016年 12月28日	2017年 7月20日	○社会保険労務士から問合せがあり、厚生年金保険70歳以上被用者該当届の処理時に標準報酬月額相当額の入力を誤ったため、受給していた老齢厚生年金の調整が正しく行われず、過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	425,627
12	二以上事業所勤務被保険者の誤り	確認・決定誤り	長崎	長崎南	2015年 8月27日	2017年 2月16日	○内部点検により、70歳以上の二以上事業所勤務被保険者にかかる資格取得及び資格喪失処理時に確認が不足し、入力処理の手順を誤ったため年金が正しく調整されず、過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、70歳以上の二以上事業所勤務被保険者にかかる処理手順を再確認し、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	11名	過払い	588,058
13	新規適用届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	熊谷	2017年 3月28日	2017年 12月18日	○担当部署において事業所索引簿を確認したところ、新規適用届の処理時に確認が不足し、誤った事業所整理記号を払い出していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、事業所整理記号を払い出す際のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
14	適用事業所所在地変更・名称変更(訂正)届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	大宮	2017年 11月27日	2017年 12月1日	○社会保険労務士から問合せがあり、適用事業所所在地変更・名称変更(訂正)届(管轄外)の処理時に確認が不足し、誤った社会保険労務士コードを登録していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、受託社会保険労務士を登録する際の社会保険労務士コードの確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
15	厚生年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	愛媛	松山東	2018年 2月13日	2018年 2月16日	○事業所から問合せがあり、健康保険・厚生年金保険の加入状況の調査文書について、送付物作成時の確認が不足し、対象外の事業主に送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した文書を回収しました。 ●担当部署において、健康保険・厚生年金保険の加入状況の調査文書送付時の対象者の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
16	厚生年金適用関係届書等の誤送付	誤送付・誤送信	滋賀	事務センター	2017年 12月6日	2017年 12月8日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の健康保険被扶養者(異動)届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険被扶養者(異動)届を回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
17	厚生年金適用関係届書等の誤送付	誤送付・誤送信	滋賀	事務センター	2017年 11月9日	2017年 12月12日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の賞与支払届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した賞与支払届を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
18			福岡	福岡広域事務センター	2017年 7月19日	2017年 7月20日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が宛名シールの作成を誤ったため、他の事業所の賞与支払届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した賞与支払届を回収し、本来送付すべき社会保険労務士にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、宛名シール作成時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	13事業所	なし	0
19	厚生年金適用関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	滋賀	事務センター	2017年 12月4日	2017年 12月5日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の年金手帳を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収し、本来送付すべき社会保険労務士にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
20	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	兵庫	明石	2018年 3月28日	2018年 4月10日	○事業所から問合せがあり、事務所に設置した届書投函用ポストの確認が不足し、新規適用届の受付が漏れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、届書投函用ポストの確認及び相互確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
21		未処理・処理遅延	大阪	平野	2017年 7月4日	2017年 12月1日	○内部点検により、提出された資格喪失届が未処理となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。すでに再提出をいただいた届書で処理を行っていたため、届書の処理は不要でした。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
22		受理後の書類管理誤り	佐賀	佐賀	2017年 7月5日	2017年 9月6日	○事業所から問合せがあり、提出された健康保険被扶養者(異動)届が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
23	二以上事業所勤務者 被保険者の誤り	確認・決定誤り	群馬	太田	2017年 6月21日	2017年 10月11日	○担当部署において事業所の記録を確認していたところ、二以上事業所勤務被保険者が勤務する事業所が管轄外へ所在地変更をした際に、不要な保険料の登録を削除していなかったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる事務処理手順を再確認するとともに、審査時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	911,806
24			東京	葛飾	2017年 4月24日	2017年 8月18日	○事業所から問合せがあり、二以上事業所勤務被保険者にかかる保険料登録処理時に確認が不足し、誤った金額で保険料を決定し登録していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
25	厚生年金徴収関係の 誤り	確認・決定誤り	長野	松本	2018年 3月15日	2018年 3月16日	○お客様から問合せがあり、事業所を訪問した際に住所の確認が不足し、誤って他の事業所あての滞納保険料にかかる文書をお渡ししていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤ってお渡しした文書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、事業所を訪問する際の現住所の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
26			愛媛	松山東	2014年 11月12日	2015年 6月11日	○担当部署において確認したところ、遡って提出された資格喪失届の処理に伴い取り消しすべき納付対象期間について、誤った対象期間を取り消したため、保険料が誤還付となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付となった保険料については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、納付対象期間を取消する際のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	誤還付	85,664
27			愛知	熱田	2018年 4月18日	2018年 4月18日	○内部点検により、社会保険料納入証明書を窓口交付する際に確認が不足し、誤って年金事務所で保管すべき社会保険料納入証明書申請書を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明し、誤って交付した申請書を回収しました。 ●担当部署において、窓口交付の手順を再確認し、徹底するよう周知しました。	1事務所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
28	国民年金資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	加古川	1990年 5月31日	2016年 11月4日	○事務センターから連絡があり、国民年金資格喪失届を処理する際の確認が不足し、資格喪失年月日の登録を誤ったため、すでに納付済の期間が無資格期間となり、年金の未払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、国民年金資格喪失届を処理する際の資格喪失年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	258,769
29	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	長崎	長崎南	2014年 11月11日	2017年 6月23日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、受給権が発生しないにもかかわらず、任意加入申出書を受付したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金任意加入申出書を受付する際はチェックシートを使用し、受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	373,090
30		入力誤り	神奈川	事務センター	2016年 2月2日	2018年 3月1日	○年金事務所から連絡があり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、資格喪失予定年月日の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
31		説明誤り	新潟	三条	2014年 4月4日	2016年 7月8日	○高齢年金請求時の記録確認により、国民年金任意加入申出書を受付する際、国民年金第3号特例届の案内が漏れたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を受付する際は、チェックシートによる確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	204,030
32	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	兵庫	加古川	1964年 4月25日	2017年 5月17日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入であるべき期間が強制加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
33			兵庫	加古川	1974年 2月28日	2017年 10月2日		1名	なし	0
34			福井	福井	1989年 12月1日	2017年 8月8日		1名	なし	0
35			栃木	今市	1980年 5月1日	2016年 12月13日		1名	なし	0
36			東京	足立	1990年 1月17日	2016年 10月3日		1名	なし	0
37			宮城	古川	2009年 3月17日	2017年 4月24日		○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入であるべき期間が強制加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
38	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	熊本	熊本東	2007年 8月22日	2017年 5月11日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、本来、国民年金第3号被保険者に該当しないにもかかわらず、国民年金第3号被保険者期間として処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	20,969	
39			石川	七尾	1986年 10月頃	2016年 10月6日	○遺族年金請求時の記録確認により、特別一時金処理時の確認が不足し、特別一時金の支払いをしたにもかかわらず、記録の訂正が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
40			秋田	秋田	2015年 10月28日	2018年 3月1日	○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正処理を行う際の確認が不足し、資格喪失処理を漏らしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な処理を行うよう周知しました。	1名	過払い	105,050	
41			千葉	千葉	2015年 11月頃	2018年 1月11日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、本来、必要のない種別変更処理を行ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	92,880	
42			大阪	吹田	1989年 5月20日	2016年 7月15日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、誤った国民年金第3号被保険者の資格喪失日を登録したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,430	
43			説明誤り	宮城	仙台東	2007年 8月24日	2017年 7月20日	○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金の任意加入期間に該当する期間に任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
44				愛知	大曾根	1996年 1月頃	2017年 10月27日	○お客様から問合せがあり、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、お客様の状態を確認の上必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
45	国民年金種別変更届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台東	2013年 5月29日	2018年 2月2日	○担当部署で確認したところ、国民年金第3号被保険者特例届を受理した際に配偶者記録の確認が不足し、第1号被保険者期間を第3号被保険者期間としたため、誤って保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付となった保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、被保険者種別の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	155,100	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
46	国民年金種別変更届の誤り	説明誤り	兵庫	加古川	2016年 7月14日	2017年 10月24日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に国民年金種別変更届の提出の案内が漏れたため、国民年金付加保険料の納付が行えない期間があったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	2,400
47	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢広域 事務センター	2015年 9月30日	2018年 4月12日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、本来処理の必要のない国民年金第3号被保険者該当届を処理していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
48	国民年金住所変更届の誤り	確認・決定誤り	大阪	八尾	2015年 3月9日	2018年 1月10日	○お客様から問合せがあり、住所記録の確認不足により、誤って従前の住所へ訂正処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、住所変更の際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
49			大阪	福島	2016年 1月28日	2017年 5月29日	○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金住所変更届を受理する際に、本人確認が不足したため、別人の住所を変更していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、国民年金住所変更届を受理する際の本人確認を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0
50			福島	平	2014年 4月23日	2014年 7月2日	○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金住所変更届を受理する際に、本人確認が不足し、別人の住所を変更したため、別人の納付書にて納付を行っていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●市町村に対して、国民年金住所変更届を受理する際の本人確認を徹底するよう依頼しました。	2名	過徴収	15,250
51	国民年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	2009年 2月頃	2017年 7月3日	○市町村から連絡があり、市町村において転入の手続きをする際の確認が不足し、国民年金記録の住所変更が行われなかったため、国民年金の口座振替が行われなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対して、転入手続きをする際の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	406,380
52	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	福岡	八幡	2017年 12月11日	2017年 12月15日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の国民年金被保険者適用勤奨状が誤って送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金被保険者適用勤奨状を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
53			福岡	福岡広域 事務センター	2018年 3月8日	2018年 3月14日	○お客様から問合せがあり、委託業者による封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の国民年金第1号被保険者の種別変更のお知らせが混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金第1号被保険者の種別変更のお知らせを回収し、正しい送付先に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
54	特定付加保険料納付 申込書の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	2017年 9月21日	2017年 10月3日	○担当部署で確認したところ、特定付加保険料納付申込書を処理する際の確認が不足し、特定付加保険料納付書が発送されていないことが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、特定付加保険料納付申込書を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	400
55	国民年金保険料追納 申込書の誤り	確認・決定誤り	福岡	西福岡	2014年 11月27日	2017年 10月12日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、障害基礎年金が有期認定から永久認定へ変更となったにもかかわらず、国民年金保険料追納申込書を受付したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、追納制度の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	580,240
56	国民年金保険料免除・ 納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2017年 10月10日	2018年 2月7日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書について、市町村より提供された所得情報に誤りがあり、正しい免除審査を行えなかったことが判明しました。 ●市町村からお客様にお詫びの上説明し、正しい所得情報で再度審査を行いました。 ●市町村に対して、正しい所得情報を提供するよう依頼しました。	1名	なし	0
57			宮城	大河原	2017年 6月23日	2017年 7月3日	○市町村から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書について、確認不足により、他の市町村に所得の情報提供を求めていることが判明しました。 ●担当者が市町村担当者に説明し、正しい所得情報で再度審査を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	2市町村	なし	0
58		説明誤り	埼玉	川越	2017年 10月16日	2017年 12月25日	○お客様から問合せがあり、市町村において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際の説明を誤ったため、希望しない期間で免除が承認されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
59		埼玉	大宮	2017年 6月1日	2017年 12月4日	○お客様から問合せがあり、市町村の説明誤りにより、誤った免除区分で国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい免除区分での承認通知書を送付しました。 ●市町村に対して、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0	
60		国民年金保険料免除 理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2004年 3月31日	2017年 5月10日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当する期間に国民年金保険料免除理由消滅届を受領し保険料を前納していたため、追納による納付をした場合との差額が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収
61	秋田			大曲	1990年 10月15日	2016年 9月8日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、法定免除に該当しないにもかかわらず、国民年金保険料免除理由該当届を受領していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
62	説明誤り		埼玉	川越	2006年 11月頃	2017年 11月2日	○担当部署で確認したところ、障害基礎年金受給権者であるにもかかわらず、法定免除の案内を漏らしていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
63	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	説明誤り	茨城	水戸北	2018年 3月19日	2018年 4月13日	○事務センターから連絡があり、法定免除に該当しないにもかかわらず、国民年金保険料免除理由該当届の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
64	国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域事務センター	2017年 4月17日	2017年 12月5日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料学生納付特例申請書在处理する際、基礎年金番号の確認が不足し、別人の記録で処理されていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料学生納付特例申請書在处理する際の、基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
65			東京	東京広域事務センター	2017年 10月頃	2018年 1月16日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料学生納付特例申請書在处理する際、基礎年金番号の確認が不足し、別人の記録で処理されたため、誤って納付済の保険料を還付していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付となった保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金保険料学生納付特例申請書在处理する際の、基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	誤還付	98,400
66	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	愛知	豊田	2016年 12月19日	2017年 5月31日	○お客様から問合せがあり、口座振替方法の変更の際、誤って口座振替情報を取消したため、口座振替による2年前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	378,320
67		入力誤り	香川	高松広域事務センター	2015年 12月21日	2016年 3月1日	○担当部署で確認したところ、委託業者において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書在处理する際に、口座名義人の入力を誤ったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	過徴収	100
68		説明誤り	神奈川	横浜西	2017年 12月11日	2017年 12月19日	○お客様から問合せがあり、市町村において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を受付する際、誤った振替日を案内したため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●市町村に対して、口座振替日の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	32,880
69	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台東	2017年 4月5日	2017年 5月24日	○お客様から問合せがあり、市町村において納付相談時の確認が不足し、納付書発行の処理が遅れたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●市町村に対して、納付相談時の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	15,300
70			大分	大分	2017年 10月13日	2017年 10月19日	○お客様から問合せがあり、納付書発行時の確認不足により、前納希望にもかかわらず定額保険料の納付書を作成したため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	1,600

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
71	国民年金保険料納付書の誤り	説明誤り	岐阜	岐阜南	2017年 4月5日	2017年 7月26日	○市町村から連絡があり、市町村において納付相談時に、前納の案内が漏れたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●市町村に対して、前納の取扱いについて確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	過徴収	1,110
72	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2018年 1月17日	2018年 3月7日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料還付請求書について、金融機関の支店名の確認が不足し、金融機関不明分として保管していたため、保険料の還付が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未払いの還付金について還付処理を行いました。 ●担当部署において、還付請求書処理時の金融機関の支店名の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,490
73	国民年金保険料差押の誤り	確認・決定誤り	兵庫	須磨	2015年 10月29日	2017年 10月11日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、すでに時効が完成している国民年金保険料分の差押を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、差押時の時効の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	85,448
74	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2017年 10月2日	2017年 12月6日	○担当部署で確認したところ、国民年金継続免除審査時の確認が不足し、所得の申告済の者に対し、誤って所得の申告勸奨文書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、国民年金継続免除審査時の確認を徹底するよう周知しました。	100名	なし	0
75			岡山	岡山広域 事務センター	2017年 9月1日	2017年 12月20日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、納付記録の入力処理時の確認不足により、入力を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、納付記録の入力処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
76		説明誤り	兵庫	須磨	2017年 8月17日	2017年 9月13日	○事務センターから連絡があり、社会保険料控除の修正申告をした際に、免除期間が再審査となり承認された場合、納付していた保険料が全額還付となる旨の説明が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、社会保険料控除の修正申告の際の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
77	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	神奈川	厚木	2018年 1月23日	2018年 1月25日	○担当部署で確認したところ、国民年金後納保険料納付申出書の勸奨について、誤った電話番号が記載された案内文書を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい電話番号を案内しました。 ●担当部署において、文書作成時の電話番号の確認を徹底するよう周知しました。	45名	なし	0
78			群馬	高崎	2018年 1月16日	2018年 1月22日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の提出勸奨について、誤った申請年度が記載された申請書を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書及び正しい申請年度の申請書を送付しました。 ●担当部署において、申請書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	304名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
79	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	茨城	土浦	2018年 3月27日	2018年 3月29日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、特別催告状を発送する際に、他のお客様の特別催告状が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した特別催告状を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
80			北海道	苫小牧	2017年 8月29日	2017年 9月12日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、国民年金追納勸奨状を発送する際に、他のお客様の国民年金追納勸奨状が誤って送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金追納勸奨状を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
81			東京	文京	2017年 9月13日	2017年 9月27日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、免除勸奨文書を発送する際に、他のお客様の被保険者記録照会回答票が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した被保険者記録照会回答票を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
82			福島	平	2017年 9月6日	2017年 9月7日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、免除勸奨文書を発送する際に、他のお客様の免除勸奨文書が誤って送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した免除勸奨文書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
83	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	千葉	幕張	2017年 1月10日	2017年 11月2日	○お客様から問合せがあり、担当部署において書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	387,540
84			秋田	秋田	2017年 7月頃	2018年 1月16日	○お客様から問合せがあり、市町村において、国民年金学生納付特例申請書の所在が不明になっていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書等を再提出していただき、処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
85			大阪	吹田	2017年 10月2日	2018年 1月12日	○お客様から問合せがあり、届書の進捗を確認したところ、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の所在が不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
86	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	山梨	甲府	1992年 3月13日	2017年 3月31日	○担当部署において確認したところ、通算対象期間の確認不足から、通算老齢年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	135,941
87			山口	下関	1979年 11月29日	2016年 12月19日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足から、通算老齢年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,408,226
88			高知	南国	2008年 10月16日	2016年 5月19日	○機構本部から連絡があり、旧船員保険法の老齢年金の受給権者に新たに厚生年金被保険者記録が判明したため、本来、旧船員保険法の老齢年金を失権させ、旧厚生年金保険法の老齢年金を決定すべきところ、決定していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録判明時には受給要件の再確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	23,165
89			宮城	古川	1991年 2月9日	2016年 12月9日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、65歳到達による老齢年金の改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	5,532,701
90			説明誤り	兵庫	西宮	2015年 8月24日	2016年 1月12日	○お客様から問合せがあり、障害者特例該当の特別支給の老齢厚生年金の受給を希望している方に対し、委託社会保険労務士が誤って繰上げ支給の老齢基礎年金の請求を案内し請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い
91	東京	葛飾		2018年 2月2日	2018年 2月21日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内し請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
92	熊本	熊本東		2018年 1月22日	2018年 2月23日	○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足から、委託社会保険労務士が老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内し請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0	
93	京都	京都西		2018年 2月8日	2018年 4月4日	○担当部署において確認したところ、合算対象期間の確認不足から、委託社会保険労務士が老齢年金の受給権発生日などを誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
94	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	千葉	千葉	2018年 1月15日	2018年 1月18日	○担当部署において確認したところ、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内し請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
95			大阪	淀川	2014年 2月19日	2017年 4月21日	○担当部署において確認したところ、受給要件の確認不足から、過去の年金相談の際に、受給要件を満たしているにもかかわらず、満たしていないと誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	803,982
96	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	岩手	花巻	2006年 8月25日	2017年 8月25日	○担当部署において確認したところ、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	12,213
97			宮城	仙台南	1998年 1月9日	2014年 12月18日	○事務センターから連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	64,520
98			福岡	直方	2017年 9月25日	2017年 12月15日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の受給権を満たすために必要な第四種被保険者期間について、確認不足から誤って記録訂正保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付を行った第四種被保険者期間にかかる保険料は返納していただきました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の訂正を行う場合は、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	150,040
99	老齢年金の戦時加算の誤り	確認・決定誤り	東京	目黒	1978年 10月17日	2016年 9月14日	○遺族年金請求時の記録確認により、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り通算老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,372,600
100	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台南	1998年 2月24日	2015年 9月4日	○担当部署において確認したところ、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,954,760
101			東京	八王子	1998年 12月16日	2018年 3月1日	○担当部署において確認したところ、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,528,409

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
102	老齢年金の共済組合 期間の誤り	確認・決定誤り	静岡	掛川	1992年 1月20日	2014年 8月11日	○担当部署において確認したところ、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	277,721
103			愛知	一宮	2005年 1月7日	2017年 2月14日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、旧農林共済組合期間を含めずに老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,725,117
104			富山	魚津	2002年 4月1日	2017年 2月16日	○機構本部から連絡があり、旧三共済の退職共済年金の対象期間として決定すべき旧三共済組合期間を老齢厚生年金の対象期間として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,483,135
105			群馬	太田	2005年 2月24日	2016年 3月1日	○機構本部から連絡があり、旧三共済の退職共済年金の対象期間として決定すべき旧三共済組合期間を老齢厚生年金の対象期間として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,275,225
106			宮城	仙台南	2008年 4月頃	2015年 1月21日	○担当部署において確認したところ、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	245,666
107			宮城	仙台南	1980年 5月8日	2015年 1月21日	○担当部署において確認したところ、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	227,321
108			老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢南	2010年 12月3日	2018年 2月2日	○事務センターから連絡があり、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名
109	宮城	仙台南			2007年 9月13日	2014年 5月23日	○機構本部から連絡があり、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	8,083
110	岐阜	多治見			2004年 2月26日	2016年 2月23日	○事務センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,054,526
111	京都	舞鶴			1980年 2月2日	2017年 6月19日	○事務センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	31,325

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
112	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	鹿屋	1998年 3月9日	2016年 5月26日	○機構本部から連絡があり、60歳到達前に老齢年金の受給権が発生した方は、国民年金の加入が任意となるにもかかわらず、誤って強制加入被保険者期間とした上でその期間を国民年金第3号被保険者期間として扱っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	79,221
113			岐阜	多治見	1985年 6月6日	2016年 3月16日	○機構本部から連絡があり、重複する厚生年金被保険者期間については標準報酬月額を合算して年金額を計算すべきところ、誤った標準報酬月額に基づき老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	251,458
114	配偶者の年金支給状 況の確認誤り	確認・決定誤り	東京	府中	1997年 4月15日	2016年 3月1日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	135,328
115	老齢年金の繰上げ・繰 下げの誤り	確認・決定誤り	長野	松本	2017年 6月27日	2017年 10月18日	○年金相談時の記録確認により、繰下げ請求の老齢年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳からの老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	58,003
116			神奈川	事務センター	2017年 12月4日	2018年 3月19日	○機構本部から連絡があり、繰下げ請求の老齢年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳からの老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	67,181
117		説明誤り	福岡	小倉南	2017年 7月13日	2017年 10月2日	○お客様から問合せがあり、コールセンターにおいて老齢基礎年金の繰上げ請求を希望している方に対し、繰上げ請求書の提出を案内すべきところ案内しなかったため、繰上げ請求が行われなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。繰上げ請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、繰上げ請求を希望している場合に必要となる手続きについて再確認を行うよう指示しました。	1名	未払い	151,801
118	遺族年金の受給要件 等の誤り	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2005年 8月15日	2015年 5月28日	○機構本部から連絡があり、長期要件の遺族共済年金を受給していることから、本来、遺族厚生年金を長期要件で決定すべきところ、短期要件で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
119	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台南	1993年 5月25日	2015年 1月22日	○事務センターから連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	75,464
120			宮城	仙台南	2000年 12月8日	2014年 9月29日	○担当部署において確認したところ、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	247,317
121			石川	金沢広域 事務センター	2017年 12月21日	2018年 2月19日	○お客様から問合せがあり、確認不足から、夫の遺族基礎年金のみを決定し、子の遺族厚生年金を決定していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	56,560
122			和歌山	田辺	2015年 2月18日	2017年 6月30日	○機構本部から連絡があり、遺族年金の受給権者である子が直系姻族の養子となった場合は、子の遺族年金は失権しないにもかかわらず、確認不足から、遺族年金の失権届を受付し処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金が失権する場合について再確認しました。	1名	未払い	1,208,277
123	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金 センター	2017年 8月3日	2017年 8月14日	○年金事務所から連絡があり、障害認定日を受給権発生日として障害年金を決定すべきところ、正しい障害認定日で処理を行わなかったことから、障害年金の受給権発生日が誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書の処理時には障害認定日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,856,044
124			兵庫	西宮	2016年 4月20日	2016年 5月25日	○お客様から問合せがあり、繰上げ支給の老齢基礎年金を受給しているため、障害年金の請求ができないにもかかわらず、誤って障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談時には、年金の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
125			長野	長野北	2015年 10月10日	2017年 4月19日	○お客様から問合せがあり、繰上げ支給の老齢基礎年金を受給したとしても、障害認定日以降は障害年金の請求ができると誤って説明したため、老齢基礎年金を繰上げ請求していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様の意向を再度確認したところ障害年金の請求をご希望されたため、繰上げ支給の老齢基礎年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、障害年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,141,061

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
126	加給年金の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台南	1990年 9月28日	2015年 9月7日	○事務センターから連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	175,666
127			岡山	岡山西	2002年 10月24日	2017年 7月19日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	306,075
128			東京	杉並	1996年 1月4日	2017年 8月14日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	243,375
129			福岡	西福岡	2005年 3月25日	2017年 8月21日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	796,500
130			東京	青梅	1998年 1月14日	2016年 12月28日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,406,030
131			本部	障害年金センター	2017年 12月7日	2018年 1月31日	○年金事務所から連絡があり、確認不足から子の登録を漏らしたため、障害年金について子の加算額の加算処理を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正処理を行いました。なお、年金の支払いに遅れは生じませんでした。 ●担当部署において、年金決定時に子の加算額の対象となる子の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
132	加給年金の誤り	説明誤り	大阪	玉出	2015年 9月30日	2017年 10月3日	○事務センターから連絡があり、年金支給状況の確認不足から、妻の老齢年金請求の年金相談を行った際に、夫の加給年金が過払いとなっていることを説明していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時には年金請求者だけでなく配偶者の年金支給状況の確認も徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
133			兵庫	西宮	2017年 7月14日	2018年 4月5日	○機構本部から連絡があり、年金請求書を受付する際に加給年金を加算する届出があわせて必要だったにもかかわらず、確認不足から、加給年金を加算する届出の提出を案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付時には、加給年金の手続きについての確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	259,867
134	再裁定の誤り	確認・決定誤り	山梨	甲府	2002年 10月31日	2016年 8月16日	○機構本部から連絡があり、老齢年金の決定時に障害年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から障害年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	48,746

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
135	再裁定の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山西	2014年 1月30日	2017年 9月1日	○担当部署において確認したところ、3号不整合期間を有している方の年金について、平成30年4月分以降の年金から訂正後の記録に基づいた年金をお支払いすべきところ、確認不足から平成30年3月分以前の年金についても訂正後の記録に基づいた年金をお支払いしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、3号不整合期間がある場合の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	21,070
136	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	静岡	掛川	1976年 10月1日	2015年 11月25日	○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	300,910
137			奈良	桜井	1978年 11月1日	2015年 12月1日	○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	183,325
138			栃木	大田原	1982年 2月頃	2016年 4月27日	○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	229,232
139			宮城	仙台南	1976年 9月頃	2015年 9月8日	○事務センターから連絡があり、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	111,650
140	年金選択の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 3月16日	2017年 8月17日	○機構本部から連絡があり、年金受給選択申出書の確認不足により、お客様の申出内容と異なる年金の選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	125
141			愛知	熱田	1991年 11月3日	2016年 2月3日	○未支給年金請求時の記録確認により、65歳から老齢基礎年金と遺族共済年金及び遺族厚生年金を併せて受給できるにもかかわらず、老齢基礎年金が支給停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,015,503
142			大阪	大阪広域 事務センター	2017年 8月17日	2018年 4月13日	○未支給年金請求時の記録確認により、65歳から老齢基礎年金と遺族厚生年金は併給できるにもかかわらず、選択処理を誤り、老齢基礎年金の支給を保留していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	203,483

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
143	年金選択の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2017年 6月22日	2017年 8月24日	○機構本部から連絡があり、遺族厚生年金の決定時に他年金があることの登録を漏らしたことから、年金の停止が正しく行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には他年金の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,641
144			広島	広島南	1976年 11月1日	2017年 1月20日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から旧厚生年金保険法の遺族年金と通算老齢年金の選択処理を誤り、通算老齢年金が正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,651
145	未支給年金の誤り	説明誤り	京都	京都南	2017年 11月9日	2017年 12月4日	○お客様から問合せがあり、共済組合に未支給年金請求書を提出済みであるため、年金事務所へ未支給年金請求書を提出いただく必要のない方に対し、提出が必要であると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、共済組合が支給する年金を受給している場合の事務処理手順について再確認しました。	1名	なし	0
146			島根	浜田	2018年 2月16日	2018年 2月20日	○お客様から問合せがあり、市町村が年金相談の際に未支給年金請求に必要な所得証明書を出すよう説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●市町村に対し、未支給年金請求に必要な添付書類の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
147	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2017年 12月12日	2018年 3月2日	○機構本部から連絡があり、委託業者が年金請求書の処理時に金融機関コードの確認を誤り登録を行ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	46,483
148		入力誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2018年 2月20日	2018年 4月17日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	286,057
149	年金の差押にかかる誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金 センター	2017年 9月20日	2017年 9月28日	○担当部署において確認したところ、市町村から差押解除通知書の送付があったにもかかわらず、年金の差押解除の処理を行わなかったため、お客様の年金が正しい支払いとなっていないこと及び市町村に誤った配当を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様及び市町村にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認し、過払いがある市町村については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、市町村から差押解除通知書が送付された際の事務処理手順を再確認しました。	1名 1市町村	その他	84,420

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
150	年金の差押にかかる誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2017年 12月18日	2018年 2月7日	○市町村から連絡があり、市町村により差押えられた年金について差押金額の登録を誤ったことなどから、お客様の年金が正しい支払いとなっていないこと及び市町村に誤った配当を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様及び市町村にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認し、過払いがある市町村については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、差押えの対象となる年金額の確認及び差押え処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	3名 3市町村	その他	694,082
151	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	山形	米沢	2017年 11月21日	2017年 12月7日	○事務センターから連絡があり、お亡くなりになった方の年金の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には、対象者の確認や入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	225,666
152			東京	東京広域事務センター	2017年 3月7日	2017年 5月26日	○機構本部から連絡があり、お亡くなりになった方の年金の支払保留処理を行う際、誤って他のお客様の年金の支払保留の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支払保留の解除を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払保留処理を行う際には、対象者の確認や入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	165,615
153	時効特例給付の誤り	説明誤り	茨城	日立	2017年 6月5日	2018年 1月12日	○お客様から問合せがあり、記録訂正に伴う時効特例給付の支払額について、お客様に誤った金額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、お客様に年金の支払額を説明する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
154	記録訂正時の説明誤り	説明誤り	東京	八王子	2010年 8月26日	2016年 11月30日	○お客様から問合せがあり、厚生年金被保険者記録が判明したため、旧厚生年金保険法の通算老齢年金の請求を案内すべきところ、案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録判明時には年金請求手続きが必要かどうかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,126,865
155	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	新潟	新潟西	2012年 8月1日	2017年 8月16日	○他の年金事務所から連絡があり、確認不足から誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,214
156			栃木	大田原	2005年 7月8日	2014年 3月25日	○担当部署において確認したところ、確認不足から誤って国民年金の納付済期間を削除し年金を決定したため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	105,942

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
157	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	北海道	旭川	1997年 1月6日	2016年 4月5日	○厚生局から連絡があり、年金記録の確認不足から、国民年金被保険者記録を誤って訂正していたことから、老齢基礎年金の支払額が誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	60,813
158	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2017年 12月27日	2018年 3月5日	○機構本部から連絡があり、標準報酬改定請求の却下通知書を作成する際、却下理由の記載を誤り通知書を作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の標準報酬改定請求の却下通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
159			本部	障害年金 センター	2017年 6月20日	2017年 7月26日	○厚生局から連絡があり、障害年金の不支給決定通知書を作成する際、不支給決定理由の記載を誤り通知書を作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
160	年金給付関係書類の 交付誤り	誤送付・誤送信	北海道	旭川	2018年 2月23日	2018年 2月26日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足により、他のお客様の被保険者記録照会回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した被保険者記録照会回答票を回収しました。 ●担当部署において、交付時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
161	年金給付関係書類の 管理誤り	未処理・処理遅延	愛媛	今治	2012年 10月1日	2014年 11月7日	○担当部署において確認したところ、未支給年金請求書の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金請求書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	182,231
162		受理後の書類管理誤り	茨城	下館	2017年 8月25日	2017年 10月11日	○担当部署において確認したところ、記載に不備があった年金請求書を返戻する際に、代理人宛に返送すべきところ、現在居住していない年金請求者の住民票上の住所宛に送付したため、返送した年金請求書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書を再提出いただき処理を行いました。なお、年金の支払いに遅れは生じませんでした。 ●担当部署において、書類を送付する際は、代理人へ送付する必要があるかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
163			宮城	仙台南	2017年 6月15日	2017年 6月16日	○担当部署において確認したところ、年金相談時に受付した年金請求書が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書を再度提出いただき処理を行いました。なお、年金の支払いに遅れは生じませんでした。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うよう周知しました。	1名	なし	0

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。 ○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。